

象徴天皇制のゆくえと「女性天皇」

—— 皇位継承の安定化に向けて ——

小 林 裕一郎

はじめに

I 「男系・男子」主義の確定

II 現行「皇室典範」の将来

III 象徴天皇制の将来

むすびにかえて

はじめに

2009年（平成21年）8月30日に衆議院議員選挙が行われた。選挙の結果、それまで政権政党であった自由民主党は、119議席の獲得にとどまるという歴史的な惨敗を喫し、野党であった民主党は308議席と大躍進を遂げた。

今回の選挙は、日本の憲政史上、有権者が自らの手によって初めて政権交代を行った画期的な選挙として長く記憶に留められるものとなった。

民主党の鳩山由紀夫党首は、後日の首相指名選挙において、第93代内閣総理大臣に任命され、社民党及び国民新党と連携して、内閣を組織し、政治運営のスタートを切った。

先の自民政権時代とは異なり、官僚主導よりも政治主導の政権運営を目標に掲げ、友愛精神の重要性、国際問題においては、従来の日米同盟の関係のみならず、アジア諸国との関係の重要性を一段と強調し、自民党時代とは異なるスタイルを模索するものと考えられる。

鳩山新政権は、国民の生活問題を含め、国内の経済状態の厳しさから、内閣の閣僚を査定大臣と呼び、無駄な予算の削減等を打ち出している。その一方で、

例えば、民主党が政権公約に掲げた、こども手当や高校の授業料の実質無料化問題等、国民生活に配慮した公約の実現目的の予算確保の為に、最終的に、国家の一般予算の概算要求が総額95兆円を超える規模となる勢いである。

今後多少の精査が行われるにせよ、従来以上の予算規模となり、赤字国債の発行といった従来の状況と何等変化がないような事態も、場合によっては考えられる。

このような国内の政治・経済状況の中、憲法に関しては、その改正問題を含め、2007年（平成19年）に国民投票法が成立し、2010年（平成22年）5月には、その施行が予定されているが、既存の国民生活の諸問題の取り組みに押され、あまり深まった議論が行われていないように思われる。

自民党中心から民主党中心の劇的な政権交代からまだ日が浅く、新政権もまだ国民の身近な生活問題への対応に追われる日々であり、憲法問題に踏み込む動きは、未だ鈍い感じである。憲法問題に取り組むべき、憲法審査会に関しても、その規程がやっと固まった所であり、審査会の始動の日取りも、具体的にはまだ未定である。

しかし、国民投票法の施行も段々と近づく中、それに伴い、あらためて憲法問題に関する議論が、今後活発化して行く事は明らかであろう。

今回の本稿の目的は、現在の憲法問題の中で、特に象徴天皇制の問題について、その維持を前提とする場合、将来の皇位継承者の確保の問題、例えば「女性天皇」を容認するかどうかといった従来の継承方法の見直しの問題等を含めて、現在の皇室典範を、その改正問題を含め、今後どの様にして行くべきであるか、若干の考察を試みるものである。

I 「男系・男子」主義の確定

自由民権運動の高揚と大日本帝国憲法の成立

1867年（慶応3年）12月に発せられた「王政復古の大詔」により、先の徳川幕藩体制は崩壊し、新たに天皇が統治権を有する中央集権国家体制が整えられ

ていく事となった。

明治新政府による国家的課題は、当初、「富国強兵」・「万邦対峙」をスローガンとした。これは、近代化された欧米諸国に範をとり、日本は近代国家建設作りに邁進し、先進的な欧米諸国と肩を並べ前進することを目的とした。

明治維新期の諸改革等により、幕藩体制下で支配権を有した士族（旧武士）の没落で、生活に困窮する者が続出した。これを打開する案として、征韓論が唱えられたが、採用されるには至らず、1873年（明治6年）の「明治六年の政変」により、新政府の要職にあった西郷隆盛や板垣退助等は下野することとなった。

板垣は、1874年（明治7年）に日本最初の政党である愛国公党を結成し、民選議院設立の建白書を、当時太政官三院制の立法機関である左院に提出した。政府側は時期尚早と判断、無視したが、イギリス人ブラックの創刊した『日新真事誌』に掲載され、国会開設論の口火を切ることとなった。

征韓論後、大久保利通中心の政府は、征台の役（台湾出兵）に伴う、抗議の木戸孝允の辞職や、薩摩藩の国父と称され左大臣であった島津久光の大久保体制批判等の政府部内での激しい動揺が生じた。その打開の為、1875年（明治8年）1月に、伊藤博文等の仲介で、大阪で会議が開かれ、木戸の参議復帰等が決定した。その折、立憲政体への漸進的移行や地方制度の整備の推進等が、申し合わされた。

同年4月に、「立憲政体樹立の詔勅」が出され、新たに、同年立法機関として元老院が開院された。更に翌1876年（明治9年）、元老院は憲法取調局を設置し、国憲取調委員が任命され、憲法案の起草に着手することとなった。

1876年（明治9年）から1880年（明治13年）にかけて、元老院は、「日本国憲按」の第1次案から第3次案を作成した。これは諸外国の憲法等を参考に、案を作成したもので、特にフランスに範をとるベルギー憲法の影響等を背景として、自由主義的な要素が強く、日本独自の伝統を重んじ、漸進主義的な立場を取る当時の政府の支配層等からは積極的に受け入れられるものとはならなかった。

その一方、自由民権運動は、愛国公党から、立志社・愛国社・愛国社再興の変遷を経て⁽¹⁾、1880年（明治13年）に国会期成同盟へと発展した。国会期成同盟は、「運動の目標を国会開設」の請願に絞り⁽²⁾、運動の激化に伴い、同盟の第2回大会では、「憲法見込案」を研究することが決議された。

明治政府は、国内上の問題として、自由民権運動による政府に対する激しい突き上げへの対応問題を抱える一方、さらに国際上の問題として、幕末に江戸幕府が欧米諸国と締結し、明治政府が相続した不平等条約改正の問題を抱えていた。その解決の為に、欧米諸国により近代国家として認知されることがどうしても必要であった。近代国家として認められるには、その体裁として、近代国家に相応しい憲法を準備することが必要不可欠であった。

国会開設問題や近代憲法制定問題について、その転機となった年が1881年（明治14年）という年であった。明治天皇は政府の要職にあった人物に、立憲政体に関して意見を求め、その意見書の提出を求めた。参議の地位にあった肥前出身の大隈重信は、同年3月左大臣有栖川宮に限り閲覧可という条件で、意見書を提出した⁽³⁾。この意見書は、7カ条から構成され、イギリス流の議会制度を中心に、憲法の制定及び急進的な国会開設を内容としていた⁽⁴⁾。有栖川宮はその内容に一驚し、三条実美や岩倉具視あるいは伊藤博文の知るところとなった。同年7月に「大隈意見書」に対抗する形で、井上毅の起草による「岩倉意見書」が作成された。これは後の大日本帝国憲法の骨組みとなる内容が記載されていた⁽⁵⁾。

同年7月下旬、北海道開拓使官有物の払下げ事件が勃発し⁽⁶⁾、民権運動派は藩閥と政商の結託を攻撃し、政府内でも大隈は事件を厳しく批判した。政府の政治運営が危機に立たされることとなった。同年10月、岩倉具視や伊藤博文等は、明治十四年の政変を起こし、大隈重信の参議罷免や政府部内の大隈系の官僚等を追放し、伊藤・松方正義の薩長中心の権力体制の引き締めを図った。その際、民権運動に対応する為、政府は払下げの認可は取り消し、更に「国会開設の勅諭」を発し、1890年（明治23年）に国会を開設し、更にそれに先立って成文憲法を欽定することを公約した⁽⁷⁾。

「国会開設の勅諭」により、憲法制定を公約した政府は、翌1882年（明治15年）、憲法調査の目的で、伊藤博文を欧州に派遣した。伊藤には政府より「訓条」が委託され⁸¹、特にドイツ・プロイセン及びオーストリアにおける憲法調査は重要であった⁸²。

欧州での憲法調査後、伊藤は翌1883年（明治16年）8月に帰国し、憲法草案起草作業の前に国内の諸改革に着手した。1884年（明治17年）には、「華族令」を制定し⁸³、更に1885年（明治18年）には、従来の太政官制を廃止し、新たに内閣制度を創設し⁸⁴、初代の内閣総理大臣に伊藤が就任した。

1886年（明治19年）の秋頃より、憲法草案の起草作業は本格化し、井上毅の草案やお雇い外国人のロエスレルの草案等を骨子に⁸⁵、翌1887年（明治20年）8月に「夏島草案」と呼ばれる草案を作成した⁸⁶。

「夏島草案」は更に、修正案として「10月草案」・「2月草案」に修正され⁸⁶、1888年（明治21年）4月に成案がまとめられ奏上されることとなった。

政府は、その後最終的な憲法草案審議の為に、枢密院を設置し⁸⁷、憲法会議を極秘裡に行い、最終的な憲法確定作業を完了した⁸⁸。

1889年（明治22年）2月に発布された「大日本帝国憲法」（明治憲法）は、一つの意思が貫徹したものではなく、様々な勢力及び要因が対立し妥協することによって成立した憲法であった。すなわち対内的には、自由民権運動への対応、対外的には条約改正問題に伴う近代国家の体裁、政府の天皇中心の中央集権国家体制の思惑等、複雑な要素が絡み合った末の成立であった。

明治憲法は、それ故、近代的要素と非民主的要素の二重性が混在し、その憲政運用については、その時々国内及び国際的な政治経済情勢を背景に、その近代的要素が強調される時期もあれば、非民主的要素が強調される時期もあるといった不安定な特徴を持っていた⁸⁹。

明治「皇室典範」の勅定

明治憲法の成立と同時に、「(明治)皇室典範」が勅定された。明治「皇室典範」は、現在とは異なり、その位置づけが、明治憲法と同格の最高法規性を有

するものとして尊崇された。明治憲法下の国家体制は、明治典憲体制と呼ぶべき、国法二元主義の特徴を有していた¹⁰⁶。

明治「皇室典範」の勅定は、明治憲法の公布主義と異なり、新聞に非公式に発表させる形式の非公布主義を採用した。これは、伊藤博文が典範の注釈書である「皇室典範義解」において、「皇室典範ハ皇室自ラ其ノ家法ヲ條定スル者ナリ故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス」と述べている様に、典範は皇室の家法であるから、国民（明治憲法下では臣民）に公布する性質のものではないとの認識を示している。

更に、明治典憲体制下において、皇室は「皇室自律主義」と呼ばれる考えを採用した¹⁰⁷。明治憲法第74条1項は、『皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス』と規定し、議會の関与を否定し、憲法上においても、皇室を特別な地位に位置づけていた。

近代の皇室制度は、日本の近代化を推進する途上で、近代国家に相応しい制度の確立が要請された。明治初年の憲法草案起草作業によって提案された「日本国憲按」では、皇室関係の事項として「皇帝」・「帝位継承」・「皇室未成年及摂政」・「帝室経費」の4章が規定された。この中の、「帝位継承」の章において、その第3条に「女統入りテ嗣グコトヲ得」との文言が挿入されていた。これは当初、「女性天皇」を容認する旨を意味していた。

しかし、「日本国憲按」は、その自由主義的な特徴から、日本の伝統を堅持しながら漸進主義を希望する政府の指導層からは歓迎されず、最終的に採用されることにはならなかった。

皇室制度の本格的な着手については、明治十四年の政変後の翌1882年（明治15年）12月下旬に、宮内省内に内規取調局が設置されたことに始まる。

取調局の総裁には岩倉具視が就任し、「皇族令案」を作成した。さらにその後、宮内省制度取調局において、「皇室制規」が立案された。

「皇室制規」の中で、「女性天皇」について、その第1条において、皇位継承に関し、「皇族中男系絶ゆるときは、皇族中女系を以て継承す」と規定していた。

しかし、この「皇室制規」の「女性天皇」容認に関する規定には異論が出された。法制官僚で明治憲法や明治皇室典範作成のブレーンの1人であった井上毅は、伊藤博文に、彼自身が纏めた「謹具意見」を提出し、その中で、「我が国の女帝即位の例は、初めは摂政に起因せし者にて、皆一時の臨朝」と述べ、嘗て即位した「女性天皇」は、あくまで一時的な措置であるとの認識を示し、「女性天皇」を否認した。

宮内省制度取調局は、「皇室制規」を修正する形式で、引き続いて「帝室典則」を立案した。これは、先の「皇室制規」とは異なり、井上の具申が受け入れられる形で「女性天皇」を否認し、皇位継承を「男系」に限定するとの内容であった。

伊藤は、「帝室典則」を内大臣三条実美に提出し、検討を求めたが、最終的には、新たな皇室法の検討が行われる運びとなり、十分な修正を受けずに検討は終了した。

宮内省の起案による「皇室制規」・「帝室典則」等は、政府側が、積極的に皇室法の整備を推進しようとする意思の表れと理解することが出来る。しかし、最終的には、明治「皇室典範」の成立に繋がる皇室関係の諸法案は、「皇室制規」・「帝室典則」立案後に起案されることとなった。

立法機関で1875年（明治8年）に開院された元老院のメンバーで「日本国憲法」の作成にも関与し、駐露公使を務めた柳原前光は、伊藤の意向を受け、「帝室法則綱要」を作成し、三条に提出した。

柳原による「帝室法則綱要」は、伊藤の承認を得て、あらためて、法の起草を柳原に委任する処置が行われた。柳原は、1887年（明治20年）1月に「皇室法典初稿」を起草した。この初稿の中で、「女性天皇」問題については、その第36条で、「皇位を継承するは男系男子に限る」と明記され、「女性天皇」は明確に否定された。この第36条の文言は後に、明治「皇室典範」第1条の基礎になったものと考えられる。

井上毅は、伊藤の命により、柳原の「皇室法典初稿」に大幅な修正を施した。この修正により、「皇室法典初稿」は「皇室典憲」という名称となった。先の

「皇室典則」の修正が、中途半端な形で終わったのとは異なり、柳原案に対する大幅な修正が、伊藤の命により行われたのは、伊藤の柳原に対する信頼が厚かったことが考えられる。

さらに井上は、「皇室憲典」という名称の案を作成し、又「皇室法典初稿」の後半部を修正した「皇室令按」と題する案を作成した。「皇室法典初稿」は、192条の条文から構成され壮大な為、井上は、「皇室に関する規定と皇族に関する規定は別個のものとしようと考えていた」という理由から⁹⁹、案の分割を行ったものと考えられる。

井上は、「皇室憲典」案を柳原に提示し討議を行い、その後、「皇室憲典」案の修正を行い、あらためて柳原に修正案を送付をした。

「皇室典憲」・「皇室憲典」・「皇族令按」等の検討・修正を経て、「皇室典範」・「皇族条令」が作成された。柳原は、作成された「皇室典範」案を受け、「皇室典範」再稿を作成し、1887年（明治20年）3月、伊藤に提出した。伊藤は、自身の別邸において井上・柳原・伊東巳代治（伊藤の秘書官）を交え、高輪会議と呼ばれる会議を3月20日に開き、「皇室典範草案」をまとめた。

「皇室典範草案」作成後は、「憲法・議院法・会計法その他の法令の起草作業」を行っていたが¹⁰⁰、翌1888年（明治21年）3月に、典範草案の再検討・再修正が行われ、4月初旬に、典範の草案作業が終了し、枢密院での審議を図る目的で、計12章66箇条から構成される枢密院御諮詢案が完成した。5月より、諮詢案審議の会議が枢密院において行われ、会議は第一審・再審・第三審と、典範案の修正等が慎重に検討された。

「女性天皇」問題について、「皇室法典初稿」の段階で否認され、枢密院においては、議案にすらならなかった。しかし、摂政職への女性容認に関しては、皇位継承の男系男子主義の観点から、摂政についても女性否認の意見が出されたが、最終的には条件付きながら容認されることとなった。

枢密院会議の諮詢後、明治「皇室典範」は、「公式にこれを臣民に公布せず、その制定を賢所・皇靈殿・神殿に親告するに止め」¹⁰¹、新聞に非公式に発表させた。

皇室は、明治憲法体制下では、「皇室自律主義」という考えに基づき、臣民からの容喙を一切受けない特別な存在として位置づけられた。しかし後年、例えば、皇室財政の問題について、財源確保の限界を考慮し、皇族範囲の限定問題が討議され、制度改正に伴う典範の増補に関しては、公布の形式を採用した。

明治「皇室典範」は、明治憲法と同等の最高法規として位置づけられ、近代天皇制国家の枠組みの中心的役割を果たすものであった。これは国内問題に留まらず、国際的な問題対応への意味合いを持っていた。明治政府は、幕末に欧米諸国と締結した不平等条約の改正問題を抱え、問題解決の為に、欧米諸国が制定した諸法規をどの様に評価するか懸念された。それ故、和文の原文のみならず、諸法規の外国語翻訳に神経を尖らせなければならなかった。一例として、「庶子と嫡子の訳には困却したもの」といった翻訳上の苦勞が²⁹⁹、典範作成の過程で発生した。

明治「皇室典範」の成立により、近代天皇制国家の皇室制度が整備されたが、この皇室制度を支えた重要な思想の一つが、「家」制度であった。

「家」制度とは、「原則として血族（日本の場合には養子によることも可能であった）によって構成される家族が、その家産・家業・家名を維持するために、家長の指揮監督に従って生活する組織」を意味した³⁰⁰。この「家」を重視する姿勢は、例えば、封建社会で武士階級が「家名」の保全に極めて神経を使ったことから理解が出来る。

この「家」の思想が、徳川幕藩体制下における農民階級の中にも浸透し始めることとなった。農業は、「家長の指揮のもとに家族が営むもの」というのが原則であったから³⁰¹、必然的に「家」の形成が、農村で行われたのである。

明治維新による幕藩体制崩壊後も、農業国家としての比重は決して小さくなく、昭和時代に入っても、アジア・太平洋戦争開始の時期においても農民が、人工の約半数を占めていた。

明治・大正・昭和に至る近代日本の資本主義・帝国主義の発展は著しいものがあつた一方で、農村的性格は根強く残り、「農村は家の集合体であつたから、家とその秩序は根強く」生きていたのであつた³⁰²。

「家」社会は、近代天皇制国家の基本型であり、皇室は「家」の最高峰と理解された。天皇・皇室は「家」秩序を遵守する筆頭格と見なされた。明治憲法の上諭に見られる皇祖皇宗の文言等²⁷⁾、祖先を尊崇する特徴は、「家」秩序の遵守の表れと言える。

伊藤博文は、西洋社会においてキリスト教が人心掌握の大きな基軸になる一方で、日本においてはその様な宗教はなく、結局、皇室だけが人心掌握の中心となりうるものと考えていた。それ故、皇室が日本の社会秩序である「家」秩序の中心的な役割を果たさなければならなかったのである。皇室は「家」の代表として、天皇は「家」の家長の代表として、厳然と位置づけられたのである。

皇位継承議論と「女性天皇」の否認

明治憲法が1889年（明治22年）2月11日に発布された際、当時のジャーナリズムや憲法学者等は、皇位継承問題に関し、概ね皇位継承の男系男子主義に言及するのみで、その理由については、殆ど触れずじまいな部分が多く、「女性天皇」の先例や外国では女性の皇位継承が行われることは、その事実の指摘のみに留めているところが多い。これは、神権主義に基づく絶対主義的な近代天皇制国家を意図する中で、皇位継承問題を批判することは、タブー視されている側面があったと考えられる²⁸⁾。

しかしその一方で、女性の皇位継承を容認する議論が民間等において、存在したことも事実である。自由民権派側において、民権結社の嚶鳴社おうめいという団体が、1882年（明治15年）1月に「女帝を立つるの可否」と題する討論会を開催している。その中で、討論会の発案者であった島田三郎は、「女性天皇」の先例は中継ぎ役であったということ、男尊女卑の思想により、「女性天皇」と結婚した夫は、「女性天皇」の上位に見なされ、帝位が損なわれること、夫の政治介入の危険性が考えられることを列挙し、「女性天皇」の否認を論じている²⁹⁾。

島田説に対し、討論会参加者の草間時福くさまたときよしは、男性は人間扱いをする一方、女性は獣扱いをするものとして、男女平等の観点から、女性の権利保護を主張し、島田説に反論した³⁰⁾。更に討論会参加者の肥塚 竜こいづかりゆうは、夫の臣下としての配偶が

問題ならば、外国の王族等との婚姻も考えるべきとの主張を行った³⁴。他には、皇位の崇高性を鑑み、「女性天皇」を容認するという議論³⁵、あるいは「君主中主論」と呼ばれる議論まで存在した³⁶。

男系・男子の尊重

西欧の皇位継承は、「男女のいかんを問わず王位継承者（同候補者）の結婚（あるいは結婚契約）の相手を、国境を越えて選択することが出来る仕組み」であった³⁴。

しかし、皇位継承に関し、「西欧の君侯家のばあいには、そこにおける主権的な地位の継承者（同候補者）の婚姻については、相手方がその身分的な地位の高さにおいて、同等、つまり適当に釣り合いがとれていることを要求する原則」が特色であった³⁵。

「主権的な地位に在る君侯が主権を保持し、あるいは覇権拡張しつつ、世襲的にその地位を継承してゆくうえで、継承順位の限定的な設定のみならず、継承者（継承候補者）の配偶者たり得る者を特定身分の範囲からのみ選択する制度あるいは慣行が」好まれるのは³⁶、「血統を以って尊しとなす王家の結婚相手が一^{げす}下衆の表現を借りて言えば一どこの馬の骨かわからないのでは、権威を保持し支配を貫徹する」のに支障が生じるからである³⁷。

西欧では、「一夫一婦制を当然の前提としたうえで、どこの王侯家でも、その主権的な地位の継承者は、正統な結婚から生じた嫡出子」が必須条件であった³⁸。

日本の皇位継承の方法は、西洋のそれとは異なるものであった。例えば、近世日本において、「皇位継承の選択は、大まかなルールの範囲内で結局は天皇の裁量で決定」が行われたと理解される³⁹。「皇位継承・皇族の婚姻などに関しては語るに足るルールはほとんど無きにひとしいものがあつた」と考えられる⁴⁰。正式の皇后は存在しても、その一方で、「女官という名の側室たちが生む『皇胤』の子が、潜在的にはつねに皇位継承者」となる可能性が存在した⁴¹。

近代以前の日本社会では、「天皇家のみならずそもそも一般社会においても、

一夫一婦制の制度および観念が全くない風俗文化を反映する」ものであり、「自然発生的・自然承認的な慣行であった」と考えられる⁴²。

江戸幕末の孝明天皇や、その後の明治天皇、さらには大正天皇まで、このような伝統的慣行は継承されるが、皇位継承者が、「非嫡出子」であるという事実は、その伝統故に、躊躇なく受け入れられたのである。

維新の文明開化の下、西欧から有形・無形の産物が流入される中で、皇位継承問題の西欧化が図られなかった理由は、西欧とは異なり、「天皇のみならず民衆的なレベルも含め、日本社会全体に一夫一婦制の観念がなかったこと」が考えられる⁴³。

日本社会では、「皇位を頂点とする政治的社会的な地位、家格、家禄その他承継・相続に値する家産等をもつ諸家においては、なんらかの方式による嫡出子優先原則をとりながらも、正妻以外の婦女子が生んだ男子が、跡継ぎの地位に就くことを許容する慣行・制度が」存在した⁴⁴。

日本の皇統に関し、「男系」による維持が可能であったのは、「天皇家が西欧君侯家とちがって嫡男主義をとらず、庶子をも遠慮なく当然に皇統に参入させた」要素が大きかったのである⁴⁵。

日本の皇位継承制度において、「日本天皇家にあつては、非嫡出子（庶男子）でも皇位を継承できる制度」が⁴⁶、男系男子による男統主義（「女性天皇」の否認）と密接に結びつく点に注視しなければならない。一方で「女性天皇」を否認し、他方で「庶子」を容認することは、「独特に日本的な補助慣行＝伝統と不可分の関係」であった⁴⁷。

近代以前より、「男系・男子主義を隠然と支えてきた庶男系補完制度」は⁴⁸、「近代化＝立憲国家化を目指しつつ、新しく皇位継承法システムを構築するという制度創設を目指す政策課題に」取り組む明治政府にとっては⁴⁹、近代に入っても、その継続を考慮しなければならない重要な制度であった。

更に、「男系」主義が尊重される重要な要素として、近代以前からの「家」制度のあり方が、日本社会に深く関係していた。「家督・家格・家名・家産を有し、その継承・相続が法（慣行）としておこなわれる社会層にあつては、ゆ

るやかな形を採る長男単独家督財産相続制が」普及し⁵⁰、近代に入り、家族制度についても、西欧流の思想が流入しても、長男を重視する家督制度は、日本社会に厳しく根を張り続けた。「男系」主義の思想は、「『家』観念の本質的な部分を占める長男単独家督財産相続制」度によって遂行されたのである⁵⁰。

注

- (1) 信夫清三郎『現代政治史年表』、三一書房、1960年、32～33頁、参照。愛国社設立には立志社のメンバーが中心となり、「自由民権運動を地方に広げるために、1874年3月、板垣退助等は高知に帰り、土佐士族の政治結社である海南義社を吸収して、立志社を創設した」、そして1875年（明治22年）2月22日、「立志社は阿波の自助社とはかつて各県の民権家有志を大阪に召集し、愛国社を創立した。これは、全国各地の民権政社を統一して、民権運動を全国的に組織しようとした最初の試みであった」。
- (2) 信夫、前掲、42～43頁、参照。1880年の愛国社第4回大会で、組織の名称を国会期成同盟に変更、当初、愛国社は、立志社を中心とする組織であり、指導者の多くが士族出身であったが、民権運動の高揚と共に、「士族以外の豪農層が運動に参加し始めたことは、自由民権運動が士族の運動から豪農層を基盤とする広汎な国民的運動に変化しはじめた」事を意味し、国会の設立要求を民権運動の最大の焦点とする組織にすることをあらためて明確にした事を意味する。
- (3) 「国会開設意見書」とも呼称され、性急な憲法制定及び議会開設を内容としている。福沢諭吉の高弟で政府部内で大隈派の官僚として政務に携わった矢野文雄の起草によるものである。
- (4) 坂野潤治『日本憲政史』、東京大学出版会、2008年、54頁、参照。「大隈意見書」（「国会開設意見書」）の特徴は、議会開設の前に、憲法を欽定主義で制定するというものであった。これは、自由民権派の議会開設を最優先する性格のものとは異なるものであった。「大隈意見書」に関し、坂野氏は、「自分たちで明治政府の中心を人物を握って天皇を動かし、イギリス流の議院内閣制を定めた『憲法』を欽定し、その後で総選挙を行って自分たちが多数党となって政権を握るとするのは、あまりに身勝手なシナリオである」と興味深い指摘を行っている。
- (5) 信夫、前掲、44～45頁、参照。明治十四年の政変が勃発する約3ヵ月前の7月6日、「自由主義的な憲法草案に対抗し、専制の憲法制定にたいする基本構想を明示するために書かれた」もので、実際は井上毅が起草し、岩倉具視の名前で上奏され

- た。
- (6) 明治初年より約1400万円程の資金を投入して北海道の開拓にあたらせてきたが財政窮乏等の問題により、開拓費の打ち切りが決定された。1881年(明治14年)7月に、打ち切りを決定した上で、残った官有物(工場・牧場等実価約300万円相当)を、薩摩出身の開拓使長官黒田清隆は約38万7千円という不当な安価で同郷の鹿児島出身の政商五大友厚等の関西貿易社に払い下げようとした行為が明るみに出て、民権派から、こうした事件は、国会の不存在から生じるものとして激しい批判を受けた。政府部内においても、参議大隈重信は、事件に批判的であった。
 - (7) 信夫、前掲、44~45頁、参照。政変の3ヵ月前に起こった藩閥政治の弊害を露呈した北海道開拓使官有物払下げ事件を契機に、民権運動の政府攻撃が激化し、政府部内の対立を收拾する目的で、大隈重信の参議罷免および大隈派の追放を断行し、その一方で「民権運動の先手をうって国会開設の詔勅(1890年に国会開設)を」発し、民権派に対し譲歩を示すように見せたが、「民権運動の基本的スローガンをうばいとり、『タトエ急進黨ヲ鎮定セシムルコト能ハストモ優ニ中立党ヲ説服』(井上毅)して民権運動を分裂させる積極的な手段」という意図が隠されていた。
 - (8) 清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』、岩波書店、昭和14年、142~144頁、黒田展之『天皇制国家形成の史的構造』、法律文化社、1993年、414~415頁、参照。明治政府から伊藤博文に憲法調査に際し、委託された調査項目で、合計31項目から構成され、特に議会関連事項「議会〔上院及び下院〕および議案・予算等に関するもの(一五項目)」が半数近くに及んだ。背景に自由民権運動に対応する政府の配慮が考えられる。
 - (9) 清水、前掲、104~105頁、参照、黒田、前掲、414頁、参照。伊藤博文は、ドイツ・ベルリン大学のグナイストやとりわけオーストリア・ウィーン大学のシュタイン等から強い影響を受ける事となった。彼等は、「世界的法学者或は社会学者として知られ、その上に学的立場が常に政府的であり、政府の政治理論を講究してその学的背景をなすの観をていしていたし、また政府に於ても、彼等に対しては最高の敬意を表していた」人物であった。「何人も彼等に学師として白羽の矢を立てねばならなかった」という理由から、伊藤にとって彼等の講義は憲法調査に必要不可欠であった。
 - (10) 鈴木正幸『皇室制度』、岩波新書、1993年、65~69頁、参照。元来、華族は明治維新期において版籍奉還の際に、旧諸侯・公卿等に与えられた単なる族称に過ぎなかったが、その後、「公・侯・伯・子・男の五爵の制を定め」た。更に、「旧大名公家華族(旧華族)にくわえて、政治的能力をもった維新の功労者をも華族(勲功華族)とする、あたらしい貴族制度だったこと」が重要である。この新たな華族制度を踏まえ、「明治憲法と貴族院令によって、上院である貴族院の議員に世襲的にな

れる権利（公・侯）、議員互選権を世襲しうる権利（伯・子・男）を与え」る事となった。更に、「天皇・皇族と婚姻を結べる特権や、学習院で教育を受ける特権、さらには差し押さえを免れる世襲財産をもつ特権」が与えられた。

- (11) 鈴木、前掲、36～37頁、参照。伊藤博文は、1885年12月にそれまでの太政官制を廃止して、新たに内閣制度を創設し、自ら初代内閣総理大臣に就任した。制度上、「宮内大臣は内閣構成員からはずされ、宮中・府中の別が制度としては成立」する事となった。内閣制度は、当初「内閣職権」明治憲法制定後は「内閣官制」による運営となったが、「内閣職権」成立当初は、「総理大臣に『大政の方向を指示』する権限が与えられ」る事となり、総理大臣の権限には強力な側面があったが、後の明治憲法体制下においてはその権限は弱められる事となった。
- (12) 井上毅は、1887年4月～5月にかけて、甲案・乙案という2つの草案を作成し、ロエスレルも同年4月、プロイセン憲法を手本にして、「日本帝国憲法草案（ロエスレル草案）」を作成した。
- (13) 鈴木、前掲、38～39頁、参照。憲法草案の審議・作成は、「秘密裡に行われ、政府内部でも、ごくかざられたものしか知らされて」はなかった。草案作業の場所として、伊藤の別邸のある神奈川の夏島の地が選ばれた。
- (14) 鈴木、前掲、38～42頁、参照。夏島草案においては、当初「内閣職権」による内閣制度の運営を背景に、内閣（政府）の権限が強化されている内容となっていた。特徴としては、「天皇の大政施行についてわざわざ『諸大臣の輔弼を以て』」を入れ（第六条）、すべての法律起案権は天皇大権でなく政府に属するとし（第三二条）、さらに『行政権は帝国内閣に於て之を統一す』（第七〇条）とし、天皇に対する大臣の責任については『合体又は各自に其責に任ず』（第七三条）と連帯責任制の一部）容認していた。これが修正案により、「夏島草案の第六条・第三二条・第七〇条は削除され、さらに一〇月草案まで維持された『内閣諸大臣は天皇に対し合体又は各自に其責に任ず』の条項も、「二月草案以降は条文から消え」る事となった。
- (15) 伊藤正己（他編）『憲法小辞典』、昭和50年、有斐閣、198頁、参照。1888年、「枢密院官制により設けられ、その後、憲法上の機関とな」った。1888年6月から1889年1月にかけて、枢密院による最終的な憲法確定作業の会議が限定されたメンバーにより行われ、密室による憲法審議となった。枢密院は、後に重要な国務を審議する機関となり、「その決定は他の機関を法的に拘束しないが、憲法解釈上の疑義および重要な国政の運営について事実上政府を制約するお目付け役の機能を果た」すこととなった。
- (16) 杉原泰雄『憲法読本 第3版』、2004年、岩波ジュニア新書、45頁、参照。枢密院の憲法審議については、明治天皇はほぼ毎回出席したと考えられ、その他には、「わずかに、枢密院の正副議長と一五人の顧問(こもん)官、とくに参加を許された三

人の皇族と内大臣、および一〇人の国務大臣、の計三一人の高級官僚だけが参加した」と考えられる。

- (17) 神権主義に基づく絶対主義的天皇制を中心軸に強度な中央集権的国家体制を意図していたが、その一方で自由民権運動に対応する必要性から、民権派の要求をある程度取り込まなければならず、民選議員の衆議院を持つ議会制度や臣民の権利保障等の近代の立憲主義的側面も憲法は包含していた。
- (18) 明治憲法を頂点とする政務法と明治皇室典範を頂点とする宮務法の2つの法体系が並立する明治憲法体制と呼ばれる特徴を持っていた。
- (19) 伊藤（他編）、前掲、103頁、参照。「皇室のことは皇室自らが決定し、国民がこれに関与することを許さない、という原則。明治憲法体制の下では、憲法と皇室典範とはそれぞれ最高の成文法形式で、皇室典範の改正には帝国議会の議決を必要としなかった。また、広大な御料地を設け、経済的な面から皇室の自主独立性を脅かされるのを防いだ」。そして戦後、「日本国憲法の下では皇室典範は法律となり、皇室の財政は国家の民主的統制に服し、皇室自律主義は」破棄された。
- (20) 島善隆『近代皇室制度の形成』、1998年、成文堂、43頁。
- (21) 島、前掲、60頁。
- (22) 島、前掲、106頁。
- (23) 島、前掲、102頁。
- (24) 鈴木、前掲、72頁。
- (25) 鈴木、前掲、72頁。
- (26) 鈴木、前掲、72頁。
- (27) 伊藤（他）、前掲、183頁、参照。上諭とは、憲法や典範等、「天皇の行為として制定・改正されたものの頭書に、天皇のことばとして記された文章」を意味する。明治憲法の上諭は日本国憲法の前文に匹敵する重要な性質のもので、統治の権力の正当性を皇祖神である天照大神の神勅に基づく神からの授権に求めている。
- (28) 鈴木正幸「明治以後はなぜ女性天皇を否定したか」、『論座』1998年12月、31頁、参照。明治憲法の第2条の皇位継承の規定に関する当時の憲法学者の解釈として市村光恵は、その著書『憲法要論』で、「父ヲ本トスレバ其男子ノ子ハ男系ニシテ、女子ノ子ハ女系ナリ。史ヲ按ズルニ、女系ヲ以テ皇位ヲ継承セシ事実ナシ。只、男系ノ女子ヲシテ時ノ必要ニ応ジテ踐祚セラシモノナキニアラズト雖モ、其例甚ダ鮮ナシ。（中略）故ニ女帝ノ踐祚ハ時勢ノ已ムヲ得ザルニ出デザルヨリハ、以テ常例トナスベカラズ」、と女性天皇は一時的な臨時的・便宜的な処置の存在で男系男子が通例のものとの見解を示している。ただ、市村は「若シ皇裔ノ男系男子一人モ無キ場合ニ於テ、尚ホ憲法及ビ皇室典範ノ改正無キ時ハ、皇位ノ存続ヲ欠クノ虞レアリト謂ハザルベカラズ」と指摘し、男系男子の皇位継承者が一人もいなくなった場

合、憲法や皇室典範の改正がない場合、皇位の存続が不可能になる懸念を示している。しかし、市村は「然レドモ之レ法理上ノ假定觀念ニシテ、事實ニ於テハ、杞人ノ憂ニ過ギザルナリ」と、あくまでこの指摘は仮説には過ぎないとの見解を示している。

- (29) 鈴木、前掲『皇室制度』、60頁、参照。この鳥田の意見に対し、「君主独裁国ならばともかく、これから日本がめざす立憲国にあっては君主は憲法にしたがって政治を行うのであり、内閣の大臣の意見を無視して政治を行うことはできないからその心配はないと」の批判がなされた。
- (30) 鈴木、前掲『皇室制度』、59頁、参照。草間は鳥田の意見に対し、「猶亜細亜の僻習中に迷うて、男を人とし、女を獣として、女子の権利を破らんとする」と批判した。
- (31) 鈴木、前掲『皇室制度』、59～60頁、参照。肥塚は討論会で、「古来の例はなくとも、『明治二十三年後国会を開き、我日本の人民皆皇室の外国帝室と婚姻あらせられんことを翼賛するあらば、我帝室は清国なり、其他外国なり、其望ませらるる外国皇室と結婚あらせらるるも妨げなし』と」の主張を行っている。
- (32) 鈴木、前掲『皇室制度』、59頁、参照。討論会に参加した波多野伝三郎は、「皇帝は雲の上の人だから、人民の間に男尊女卑の慣習があっても、女帝の尊厳が損なわれることはない」との見解を示している。
- (33) 奥平康弘『萬世一系の研究』、2005年、岩波書店、224頁、参照。討論会に参加した丸山名政は、「くやがて憲法が制定され立憲主義がゆきわたるようになると、そのもとでの天皇の仕事は中くらいの平凡君主（＝『中主』）だって、こなせるようになるのだから、女帝だってかまわないではないか」との見解を示している。
- (34) 奥平、前掲、224頁。
- (35) 奥平、前掲、225頁。
- (36) 奥平、前掲、225頁。
- (37) 奥平、前掲、225頁。
- (38) 奥平、前掲、227頁。
- (39) 奥平、前掲、226頁。
- (40) 奥平、前掲、226頁。
- (41) 奥平、前掲、226～227頁、
- (42) 奥平、前掲、227頁。
- (43) 奥平、前掲、229頁。
- (44) 奥平、前掲、229頁。
- (45) 奥平、前掲、228頁。
- (46) 奥平、前掲、227頁。

- (47) 奥平、前掲、228頁。
- (48) 奥平、前掲、229頁。
- (49) 奥平、前掲、229頁。
- (50) 奥平、前掲、235頁。
- (51) 奥平、前掲、235頁。

II 現行「皇室典範」の将来

現行「皇室典範」の誕生

明治憲法体制は、1945年（昭和20年）8月14日、連合国によるポツダム宣言の受諾により事実上崩壊した。日本の占領に関しては、実質的には、アメリカが主導権を持ち、日本の民主化・自由主義化を推進する目的で、戦前の天皇制を変革する方針を打ち出した。

同年12月には、神道指令が出され、天皇制と緊密に結びつき、事実上の国教的な地位を占めていた国家神道が否定された。更に、翌1946年（昭和21年）元旦には、天皇の「人間宣言」が発せられ、天皇の神格が否定された。

国家の最高法規である憲法については、戦前の神権主義に基づく天皇主権の明治憲法から、国民主権を基本原理とする日本国憲法（現行憲法）が制定された。

憲法の変革から、天皇は、戦前の神格化された絶対主義的な位置づけから、戦後は、現行憲法第1条に規定される様に『日本国の象徴』と位置づけられた。

こうした天皇制の変革は、必然的に皇室制度の変革をも伴うこととなった。

皇室制度に関しては、戦後の新皇室法として、現行「皇室典範」が準備される事となった。戦前に引き続き、「皇室典範」の名称が用いられる事となったのは、皇室の尊厳に配慮し、「一種の荘重さを与へる趣旨」という理由に基づくものであった¹⁾。

戦前の明治「皇室典範」は、明治憲法と同格の位置づけであったが、戦後の現行「皇室典範」は、国会の議決する普通の法律の一種であり、現行憲法の下

位法として位置づけられる事となった。

皇位継承については、先の明治「皇室典範」では、その第1条で、『大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す』と規定し、更に明治憲法では、その第2条で、『皇男子孫』と規定し、明治典憲体制では、「男系男子」による皇位継承が明確であった。

一方、現行憲法では、その第2条で、『皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』と規定し、明治憲法とは異なり、男女の性差が除去されているのが特色である。

しかし一方で、現行「皇室典範」において、その第1条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する』と規定し、皇位継承の資格は、実質的に戦前と何等変わることはなかった。

1946年（昭和21年）7月25日、宮内省関係の「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか」と題する文書の中で、「女性天皇」の否認は、違憲ではないと結論づけている。その理由として、「皇室典範義解」において、「女性天皇」は、一時的な「摂位」に過ぎないとの解釈であり、更に「女系」は皇位世襲の観念には含まれないとの解釈を示していた。政府の立場は、明治「皇室典範」を説明する「皇室典範義解」の立場から脱却していなかったのである。

現行「皇室典範」を準備する過程で、その審議中に、旧弊を批判する意見が多く指摘された。

1946年（昭和21年）12月5日の第91帝国議会において、新「皇室典範」案審議の席上、日本社会党の及川規議員が、新憲法による象徴天皇制の特徴を踏まえた上で、皇室が国民の模範となり、国民憧れの中心的な存在になるべきとの見解を示した。及川議員はその上で、「憲法に折角樹立せられた男女平等同権の原則が、まず皇室典範において破られておるということは、遺憾の極みであります」と¹²⁾、新憲法の原則に照らした上で、女性の皇位継承権の否認を厳しく批判した。

この意見に対し、政府側の憲法問題担当で、典範論議の中心的人物の1人であった金森徳次郎国務大臣は、「男系ということ動かすべからざる一つの皇

位継承の原理と」考え⁴³、更に、「男系の御子孫という所を逐うて行きまして、結局女性の天皇を考えますと、その後において系統の行き途がない。皇位継承の範囲がそこにおいて盡くると」答弁し⁴⁴、皇位継承の原理は「男系」であり、「女性天皇」により継承範囲の問題が生じることになり、議論を尽くす必要があるとの認識を示している。

12月11日、衆議院での典範審議の席上、松本七郎議員は、象徴天皇制下における天皇の大権は、形式的なものであることを示唆した上で、「女子の継承権を排斥すべき理由は何等認められない」と⁴⁵、新憲法を踏まえた上で、女性皇族の継承権を否定すべきではないと述べている。

これに対し、金森国務大臣は、新憲法下で、「女性天皇」が不適當であるという論は徐々に減少傾向であることを認め、「女性天皇」の否認には含みを残してはいるが、その一方で、「日本の皇室が常に男系の原理を認めておつて、未だかつて男系たることに一つの例外をも置かなかつた」と⁴⁶、皇位継承の歴史上、男系主義が尊重され、厳格に遵守されてきたことに留意し、「男系の女子が御位におつきになるということは、そののちにおきまして皇位を継承せられる所の系統が起こつて來ない」との答弁を行い⁴⁷、課題を残した。

1945年（昭和20年）12月の新選挙法による女性参政権の承認、それに続く翌1946年（昭和21年）4月の衆議院選挙により、39名の女性代議士が誕生した。その中で、日本社会党の新妻イト議員が、12月12日の典範審議の席上、皇位継承の男系男子限定について、新憲法並びに戦後の新民法の精神に基づき、戦前の「家」制度からの解放を指摘した上で、矛盾であるとの認識を示し、「今後の新憲法によりまして、女もどうやら人並みになつたのでございますから、この男系の男子ということをどうかしてとつていたゞくことができないか」と⁴⁸、旧来の皇位継承権の踏襲に対し批判を行っている。

これに対し、金森国務大臣は、民法の変更に伴う「家」制度の解体は、「關係している方々だけの集團、利害關係が、その關係している人達だけの問題」と指摘し⁴⁹、皇位継承の問題は、世間一般の相続問題とは異なり、「國の象徴という、國という大きなものの中の中心的存在であります所の象徴という地位が

順次受け継つがれて行くという関係」と答弁し¹⁰、皇室の特殊性を強調した。更に、「女性天皇」について、「百二十何分の十という約七、八分に近い例外」との見解を示し¹¹、皇位継承の歴史上、「女性天皇」の僅かな例外であるとの認識を示した。

金森国務大臣は、皇位継承に関して、「日本においては男系ということは一点の疑いなく確保されております。そういたしますと、男系ということはまづ擁護しなければならんのではなからうか」と答弁し¹²、性急な「女性天皇」の容認には問題ありとの認識を示した¹³。

金森国務大臣は、「女性天皇」の容認問題に関し、「そういう考えが湧き起ることは、これは國民の意思によつて事物が研究されていく現在の段階において、適当なことと思つております」とも述べ¹⁴、「女性天皇」の可能性について、将来の検討課題との含みを持たせている。

更に金森国務大臣は、皇位継承資格を「男系」に限定する理由に関し、「男系によるということが何故に正しきや否やということの議論は、相當にむずかしいことである」と指摘し¹⁵、今後の重要な研究課題であるとの認識を示した。

最終的に皇位継承問題については、現行憲法では男女の性差は明記されなかったが、現行「皇室典範」において、男系男子の原則が貫かれ、戦前と何等変わらないこととなった。

金森国務大臣は、皇位継承に関する新憲法と新皇室典範の関係について、「皇室典範が憲法と背反する場合がありますれば、その点におきましては、最高裁判所の判決を受ける場面が現れて来ることは、もとより予想している」と述べ¹⁶、新たな天皇制が憲法原理の一つと考えられ、新憲法に規定する国民主権との諸原理との調和が重要な問題となることを示唆した。

皇位継承と宮中祭祀

「女性天皇」は、近代以降、今日に至るまで出現は不可能となっているが、近代以前に嘗て即位した「女性天皇」は、如何なる役割を果たしたのだろうか。

『皇室典範義解』では、「女性天皇」の例は、「幼帝の歳長ずるを待ちて位を

伝へたまはむとするの権宜に外ならず」と記している。すなわち、「女性天皇」は、幼年の男子皇位継承者が、成長するまでの中継ぎ役（「権宜」＝便宜的な処置）であるとの認識である。

過去に「女性天皇」は8人10代（2人は2度即位の例）存在した。その中で、古代期の推古天皇は、36年に及ぶ長きに亘る在位期間中、冠位十二階の制や憲法十七条等を整備したと考えられる。これは、厩戸皇子（聖徳太子）や蘇我馬子等の補佐があったにせよ、30年を超える治世は、「女性天皇」の指導力を物語るものではないだろうか。

皇極（斉明）天皇は、国際舞台での政治・軍事活動を行った「女性天皇」であると言える。在位中、複雑化する朝鮮半島情勢に伴い、百済国からの支援の要請に対し、天皇自ら九州へ赴き、陣頭指揮を行うとうよいう軍事行動は、天皇自身が強いリーダーシップを発揮しなければ行うことが出来ないものである。

持統天皇は、7世紀末に即位後、飛鳥浄御原令の施行等、律令政治の確立に尽力し、譲位後も太上天皇（譲位後の称号）として、政務に携わっている。

こうした「女性天皇」の活動例を見ると、「女性天皇」を単なる中継ぎ役と判断するのは疑問である。

日本の古代期においては、男女の性差の意識は、薄かったのではないだろうか。それが律令体制以降、時代が下るに従い、女性に対する権利の制約が進み、12世紀末に武家政権が確立し、それに伴い、「儒教イデオロギーを借りて強化された男女差別感の徹底」の思想が⁹⁰⁾、結果として、「女性天皇」を「中継ぎ」と見なす偏見を促進させたのではないかと考えられる。

明治以降、「女性天皇」の「中継ぎ」論が公定的解釈として定着し、戦後の現行憲法体制下においても、「女性天皇」の出現は不可とされている。

しかし、皇位継承に関し、少なくとも憲法上は、旧憲法とは異なり、性別の明記は無くなった。現行憲法上、天皇の地位は、民意に基づかれるものとされ、国民の意思により、象徴天皇制の変革は許容されるものとなっている。

天皇制の歴史的意義の1つとして、宮中（皇室）祭祀の問題は重要な問題で

ある。皇室の祭祀体系に関しては、1908年（明治41年）に皇室祭祀令が作成され、宮中祭祀は明文化された。戦後、祭祀令は廃止されたが、祭祀体系等は天皇家の私事として残った。

戦後も私事としては継続された祭祀問題を今後如何に取り扱っていくかは重要な問題である。その理由は、祭祀問題と皇位継承問題とは密接に結びつく可能性が考えられるからである。

宮中祭祀問題と皇位継承問題の関係について、そもそも「皇位継承制度は皇室制度の基本的価値を定めた制度であり、他の皇室諸制度の内容と密接な関係を有するもの」と考えられ²⁸、「議論に当たって皇室制度を総合的に考えることが必要」なものと考えられる²⁹。具体的には、「皇族の範囲（宮家を継承・創設することの意義、皇族の皇籍離脱の基準・手続、配偶者の制度の考え方）、摂政制度（摂政就任資格、就任順序）、皇室経済制度（皇族費の定額、宮廷費と内廷費・皇族費との関係）、敬称制度、皇室の事務を行う組織体制、また国の制度ではないが皇室祭祀との関係なども視野に入れた議論」が望ましいものと考えられる³⁰。

「女性天皇」を容認する場合、「女性天皇」が、円滑に宮中祭祀を行う事が重要な問題の1つである。宮中祭祀は、皇居の宮中三殿（賢所・皇霊殿・神殿）において行われる。祭祀の意義は、万世一系イデオロギー確認の儀式と考えられる³¹。今上天皇は、年間を通して、「30回前後の宮中祭祀に出席」している³²。

天皇のみならず、皇族も宮中祭祀に出席するが、祭祀の中には、出席資格の無いものも含まれる。例えば、「新嘗祭」（稲の収穫祭）は、それに当たる。更に、「女性特有の『血のケガレ』を忌避するしきたりから、生理や妊娠の際には出席できない」という制限も存在する³³。

しかし、過去の「女性天皇」は、宮中祭祀を執り行ってきた歴史的経緯がある。それ故、「宮中祭祀には女性が携われないものがあると主張して女性天皇を拒む論理は、その宮中祭祀こそが新しい（多くは明治以後の）もの、つまり伝統ではないのだから変更」することが出来るものと考えられる³⁴。

皇室の伝統には、宮中祭祀の問題を含め、近代以降に確立したものが実は少

なくない。こうした観点から、「女性天皇」否認の理由の1つに、宮中祭祀を結びつけることは、重大な問題であると言える。

注

- (1) 芦部信喜・高見勝利（編著）『日本立法資料全集1 皇室典範』、1990年、信山社、438～441頁、参照。昭和21年12月18日の「貴族院皇室典範案特別委員会」において、村上恭一議員が、典範を法律と言わないのは、「一般の法律よりも稍々強い、一段高い地位にあるものと云ふような感じを起すことではないでありませうか」と質問し、この問いに対し、政府側の金森徳次郎国務大臣は、「皇室に關しまする規定に付きまして、或程度の相應しき尊嚴さを備へますることは適當なことと考へて居ります、皇室に關しまする根本の制度でありますが故に、一般の法と云ふ言葉より何となく莊重に聞えまする所の典範と云ふ言葉を用ひて表題にすることは、其の莊重ならしむると云ふ意味に於て理由があると思ひます」と答弁している。
- (2) 芦部・高見、前掲、229頁。日本国憲法では、その第14条の規定で、全ての国民に対して、法の下の平等を定め、性別によって差別されてはならないことを明確にしている。
- (3) 芦部・高見、前掲、232頁。
- (4) 芦部・高見、前掲、231頁。及び232頁、参照。金森国務大臣は、この答弁の中で、皇室典範が女性天皇を容認しなかったことに関して、それが配偶者の存在や機能の関係等の問題から生じているものではないことを強調している。
- (5) 芦部・高見、前掲、314頁。及び318頁、参照。松本議員は、女性天皇問題に対する質疑の締め括りで、最終的に、男系限定の科学的根拠の問題が解決されれば、女性天皇容認もあり得るのではないかと質したのに対し、金森国務大臣は、十分な研究により正しい結論が出れば、従うのは自然との回答を示している。
- (6) 芦部・高見、前掲、315頁。
- (7) 芦部・高見、前掲、316頁。
- (8) 芦部・高見、前掲、362頁。
- (9) 芦部・高見、前掲、363頁。
- (10) 芦部・高見、前掲、363頁。及び364頁、参照。歴史的な事実の中に原理を発見する重要性を、金森国務大臣は強調し、それに基づけば、男系は問題なく確保されていると説いている。
- (11) 芦部・高見、前掲、364頁。金森国務大臣は、女性天皇問題に関し、歴史からの原理の発見が困難との見方を示している。

- (12) 芦部・高見、前掲、364頁。
- (13) 芦部・高見、前掲、364頁、参照。金森国務大臣は、女性の皇位継承問題について、新「憲法の認めておりまする両性の基本的なる平等というような思想と組み合わせ、始終考えて行かなければならぬことはもとより思っております」と答弁し、皇位継承の今後のあり方について、戦後の新憲法下の「男女平等」原則に配慮する考え方を示している。
- (14) 芦部・高見、前掲、365頁。
- (15) 芦部・高見、前掲、231～232頁。
- (16) 芦部・高見、前掲、274頁。
- (17) 中野正志『女性天皇論』、平成14年、朝日新聞社、145頁。加藤周一氏は、文学史の分析として古代の女性の役割を指摘している。加藤周一『日本文学史序説・上』、1975年、筑摩書房、参照。
- (18) 園部逸夫『皇室法概論』、平成14年、第一法規、381頁。
- (19) 園部、前掲、381頁。
- (20) 園部、前掲、381頁。
- (21) 原武史「皇室の危機は去っていない」、『論座』2006年11月、114頁、参照。
- (22) 原、前掲、114～115頁、参照。原氏は宮中祭祀の例として、宮中三殿の一つである「皇霊殿には、初代神武から124代昭和までの歴代天皇や皇族の霊がまつられており、春期皇霊祭（春分の日）や、秋季皇霊祭（秋分の日）、神武天皇祭（4月3日）、綏靖から仁孝までの各天皇の式年祭、孝明から大正までの各天皇の例祭、昭和天皇祭（1月7日）などが行われる」ことを挙げている。
- (23) 原、前掲、115頁、参照。原氏は、宮中祭祀に関して、女性皇族の出席については、現在においても、「男性にはない厳しい制約が課せられる」と指摘している。
- (24) 松本健一「皇室の伝統は一体何か 女系天皇も容認すべき秋(とき)」、『中央公論』2006年3月、184頁、参照。松本氏は、「持統天皇をはじめとする歴代の天皇は宮中祭祀をおこなってきた」と指摘している。

Ⅲ 象徴天皇制の将来

「女性天皇」に対する国民の関心

戦後、国民主権を基本原理とする日本国憲法（現行憲法）において、天皇制は、「象徴天皇制」として再出発した。

天皇は、現行憲法の下、その第1条の規定で、国民が統合していることを象徴するものとされ、憲法上、その第4条で国事行為のみを行う存在と位置づけられた。

現在の「象徴天皇制」については、その存続に関して世論調査等を行えば、およそ7割くらいの支持が集まる。天皇の地位は、憲法の第1条で民意、すなわち国民の意思に基づかれるものとされるので、民意によっては、天皇制の根本的な変革の要請も可能である。しかし、「象徴天皇制」に対する支持率が7割程度で安定している現状では、変革を求める世論が形成されているとは考えにくい。

国民が、現在の「象徴天皇制」を支持及び維持して行こうと考える場合、現状の制度を不磨の制度として置くことは果たして妥当と言えるであろうか。

「象徴天皇制」の維持とは、天皇に即位する皇位継承者の維持、その確保が重要な前提となる。それ故、皇位継承者を確保する為に、安定した皇位継承制度の整備は必要不可欠なものとなるのである。

現在の皇室制度において、先年悠仁親王の誕生を見たが、それ以前は、悠仁親王の父である秋篠宮誕生以来、40年近くも皇位継承者の空白期間が存在した。

皇位継承資格については、現行「皇室典範」において、その第1条で、皇統に属する「男系男子」限定の規定となっている。しかし、この規定に従って行けば、将来の安定した皇位継承者の確保は難しいものと考えられる。

国民の「象徴天皇制」に対する支持は、決して低くないが、国民の間で、天皇とはそもそも如何なる存在なのか、天皇制とは一体如何なる制度なのか等の議論をもっと積み上げる必要がある。それを踏まえた上で、「女性天皇」の可否を議論する必要があると考えられる。

国民は、「皇位継承制度に関する論点は法律のみならず、歴史、政治、文化、思想等々極めて幅広い分野に及ぶこととなり、皇位継承制度を論ずるためにはそうした幅広い分野にわたる学問的成果を基に、更に深く思索を重ねる」努力を行うことが必要である¹⁴⁾。

「女性天皇」の即位に関し、国内での議論に留まらず、今日、国際的な視点

から皇位継承問題を考える意見も存在する。

1980年代半ば、日本国は国際人権条約である「女性差別撤廃条約」を批准した²⁾。このような人権条約との兼ね合いから、皇位継承を含め「女性天皇」問題を考える議論が浮上してきた点も注目に値するものである。

2004年（平成16年）の秋に、当時の小泉純一郎首相が私的諮問機関であった「皇室典範に関する有識者会議」を発足させ、翌2005（平成17年）年1月より会合を開き、現行「皇室典範」の改正問題を含め審議を行った。

有識者会議は、およそ10ヶ月程の期間で、皇位継承問題に関して、「女性・女系天皇」を容認する旨を前提に答申をまとめ、11月24日に政府に報告書を提出した。

朝日新聞社は、同年11月下旬に全国世論調査を行っている³⁾。その世論調査によると、「女性天皇」への支持率は、78%にも達した⁴⁾。

有識者会議によって取りまとめられた報告書が、国会に提出されようとした矢先に、秋篠宮妃懐妊の報が発表された。現行「皇室典範」改正への動きは、急速に下火となり、結局、典範改正案の国会提出は見送られ、皇位継承問題は、振り出しに戻る形となった。

秋篠宮妃は、翌2006年（平成18年）9月に男子を出産し、男子は悠仁（ひさひと）親王と名付けられた。現行憲法並びに現行「皇室典範」下で、秋篠宮以来、実に41年振りの皇位継承者の誕生であった。

秋篠宮妃の懐妊が明確になった後、朝日新聞社は、2006年（平成18年）2月に、世論調査を行い、66%の人が「女性天皇」を容認している⁵⁾。

更に、9月の悠仁親王誕生直後に、NHKが行った世論調査によると、56%の人が、現行「皇室典範」に関し、「女系女性天皇に改正」することの必要性を訴えている⁶⁾。

皇位継承問題に関し、皇室の動きに伴い、世論調査における動向の変遷を考えれば、国民の間に、皇位継承問題に対する意識が、漸進的ながら浸透し始め、継承問題を真剣に検討して行こうとする姿勢が窺われる。

「天皇」・「天皇制」の意義と「女性天皇」

現行憲法の第4条により、天皇は原則として国事行為のみを行う存在と規定されている。しかし、現実として、憲法上の国事行為のみでは天皇の象徴としての機能が円満には果たし得ないという理由等で、象徴としての行為が一方で幅広く容認されているのが実情である¹⁷⁾。

「天皇」の存在意義とはそもそも何か。「天皇」及び「天皇制」に今後何が求められるのかを議論した上で、「女性天皇」の是非を考えることが重要なものと考えられる。

現行憲法第1条において、天皇の地位は『国民の総意』に基づくものとされる。すなわち、今日天皇は国民の意思によりその立場が左右される存在である。

「天皇」及び「天皇制」の意義を踏まえ、従来の皇位継承制度を維持することが皇室の安泰に通じ望ましいと考える意見がある。その維持により「皇族の兄弟・世代間のつながり、協力が機能」し¹⁸⁾、「皇族全体で皇室の役割を果たす『和』」が育成される¹⁹⁾。この「和」の精神の重要性を踏まえ、「国民の皇室に対する意識を高め、将来的に皇室を『安定』させる」状況を作り出すことになる²⁰⁾。それ故、従来の継承制度を安易に変更することは、「日本のあり方、日本の歴史を変えることに」繋がり問題との指摘がある²¹⁾。

その一方で、皇位継承並びに「女性天皇」問題を含め、「天皇制」それ自体を懸念する意見が存在する。

現行憲法第1条において、天皇は、『日本国民統合の象徴』と規定されるが、「逆に言えば、非『日本国民』の排除という排外主義」の危険性を懸念するとの指摘がある²²⁾。

元々、「天皇制は生まれながらの貴賤や階級秩序生み出す根源」であり²³⁾、更に「ジェンダー」の観点から、皇位継承は、血統重視の「世襲」制に基づいている以上、「皇室の女性には子供を産むことが強制され」、その一方で、「産まない自由」は否定される²⁴⁾。

今日、「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖における自己決定権）」の保障は²⁵⁾、女性にとって重要な人権の1つとなっている。この「子供を産むか産ま

ないか。いつ何人産むかを女性自身が決められる」権利を尊重すれば⁹⁶、現在の「天皇制」自体が、「21世紀の人権感覚になじまない」ものではないかとの指摘がある⁹⁷。

戦後、戦前の「家」制度は制度上廃止され、生活様式も「家族単位から個人単位へと社会は大きく動いている」という現状において⁹⁸、「世襲家族を国の『象徴』としてあおぎ続けること」は、時代に適合しないものとの指摘がある⁹⁹。

「天皇制」の存続を踏まえた「女性天皇」問題よりも、「天皇制」それ自体を、存続させる必要が果たしてあるのかどうかを議論すべきとの問題提起もなされている。

今日、「女性天皇」の是非を議論する以前に、「天皇」及び「天皇制」についての議論が、重要な論点になるものと考えられる。

現行の皇位継承制度は変えるべきか

今日支持率の高い象徴天皇制ではあるが、2006年（平成18年）に悠仁親王という新たな皇位継承者が誕生したとはいえ、皇位継承の安定化については、まだまだ余談を許さないものと言える。皇位継承問題を含め、識者により様々な見解が指摘されている。

例えば、天皇とは、「鎮守の森やお稲荷さんの前で立ち止まるといった『畏れ』を集約した存在」であり¹⁰⁰、天皇制とは、「あらゆる論争を鎮め『和』に転じてしまうブラックホール。国家に祭祀性がある限り存続し続ける存在」との指摘がある¹⁰¹。

又、現行憲法第4条において、天皇は元来、国事行為のみを行う存在で、戦前とは異なり、政治上の実質的な権限は認められないのだから、「天皇はあくまで文化的、精神的な支柱」としての存在であり¹⁰²、皇位継承に関し、男子に拘泥する必要はないとの指摘がある。皇室史を紐解けば、近代以前は今よりも自由であり、「政治的なもの以外の、文化的、精神的なものは天皇が決める」べきであり¹⁰³、国民があれこれ口を差し挟むことは問題との指摘がある。ある意味では、「天皇制は、非常に不自由で、過酷な制度」であり¹⁰⁴、「そういう不

自由で過酷な制度を、日本人は天皇家に押しつけている」から³⁷、もっと自由になることが必要との意見である。

しかしその一方で、従来の皇統の維持を踏襲すべきとの指摘もある。既存のあり方の維持は、例え実現に困難を伴っても、問題を克服して維持していくからこそ尊いとの意見である。天皇は祭祀者として、「すなわち、宗教指導者としての役割を果たすことで、『天皇』には、『有事』に際して、一致団結の象徴となるという重要な役割」を持つとの見解である³⁸。天皇の存在は、「危機の時代に対処するための、潜在的な『安全装置』」としての役割を持っていたとされ³⁹、従来の皇統により、皇位は遵守されて来たものと考えられる。皇室の存在意義とは、「古代からの原理を維持していること」にその特徴があり⁴⁰、維持することが困難な従来の皇統を伝統的に継続してきたことにこそ「皇室の尊さ」があるとの指摘である⁴¹。

現在の皇位継承を具体的に規定するのは、現行「皇室典範」である。その改正問題については、現行憲法第2条の規定を踏まえ、国会の議決によるものとされる。

しかし、典範問題について、「日本の歴史上特異な役割を果たしてきた天皇」という観点に基づき⁴²、「日本国憲法の定める天皇の地位につき、明治憲法以前の天皇の地位との間に、継続性を認めるか、それとも断絶性を認めるか」を検討する必要があるとの見解が存在する⁴³。

すなわち、「明治憲法が過剰に与えすぎた権能をそぎ落とし、天皇が歴史的に担ってきた役割を純化したという継続性を重視する理解（地位継続説）」という見解と⁴⁴、「過去にあった天皇の役割をいったん御破算にして、まったく新たな役割をもつ天皇を国家機関として創設したという断絶性を強調する理解（地位断絶性）」の見解が存在する⁴⁵。

これらの見解に対し、現行憲法が、先の明治憲法第73条に基づく改正の形式を踏まえたり、「明治憲法下の天皇がそのまま現行憲法下の天皇としての地位にとどまったという事実」を鑑みれば⁴⁶、「地位継続説が妥当」との指摘がある

³⁵。

この「地位継続説」に基いた場合、皇位継承の歴史上、嘗て存在した8人10代の「女性天皇」は中継ぎ役としての明治憲法体制下での公定的解釈等を踏まえ、天皇の伝統的な地位は、「憲法が当然の前提としているものと」理解され³⁶、現行「皇室典範」の改正により「女性天皇」を規定することは、「天皇の地位の断絶性を認めない限り」出来ないものと考えられる³⁷。

しかしながら、現行憲法第1条に規定される天皇の地位は、『日本国民の総意』に基づかれるものである。その「天皇の地位の承継方法は、天皇の地位のあり方の中核を占めるもの」であり³⁸、国民の総意、すなわち国民の意思は、『『全国民を代表する選挙された議員』（四十三条）の集う政府機関に過ぎない国会の議決によってではなく、憲法九十六条に定められた憲法改正手続きによって明らか」となる³⁹。「主権者たる国民の承認」が重要な要素になるものと考えられる⁴⁰。

それ故、「天皇の地位の継続性を」容認するにしても⁴¹、現行憲法の改正という方法により、「女性天皇」等を規定することは可能であると考えられる⁴²。

注

(1) 園部、前掲、313頁。

(2) 筒井若水（編代）『国際法辞典』、1998年、有斐閣、192頁、参照。「正式には『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』と呼ばれる」。日本は1985年に批准。「前文及び30カ条からなり、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女平等を規定し」ている。辻村みよ子『憲法』、2004年、日本評論社、32頁、参照。「男女平等の観点から女性差別を排除するための原則や実効的措置を掲げただけでなく、自己の国籍を子どもに与える権利や教育・雇用・婚姻等について男性と同等な女性の権利（九条・一〇条・一一條・一六条）を明確にしている」。更に、辻村、前掲、207頁、参照。皇位継承問題の男系男子主義について、「性別に基づく異なる扱いが日本の法制度や慣習上の性差別を助長・温存する機能を果たしていることなどからすると、合理的理由のない差別的取り扱いであると認めることができる」。そして、「あらゆる法制上や慣習上で性別に基づく不合理な差別的な取り扱いを排除しようとする女性差別撤廃条約二条（とり

わけ(f))に明白に抵触する」ものと解釈される。

- (3) 朝日新聞2005年11月29日付朝刊記事「本社世論調査」、参照。「有識者会議」が、「女性天皇」等を容認し、当時の小泉首相に報告書を提出した。朝日新聞社は、それを受けて、11月26・27日に全国規模で世論調査を行っている。
- (4) 朝日新聞、前掲、11月29日付朝刊記事、参照。
- (5) 中野正志『万世一系のまほろし』、2007年、朝日新書、74頁、参照。
- (6) 高橋紘「皇室典範に問題あり」、『論座』2006年11月、124頁。
- (7) 伊藤（他編）、前掲、180頁。「政治的対立をかもしだすおそれのない公的行為を、内閣またはその監督下にある宮内庁の補佐に基づくことを条件として黙示に認めている」ものとされる。横田耕一『憲法と天皇制』、1990年、岩波新書、22頁。「外国元首との親書・親電の交換、訪欧・訪米など外国公式訪問、国会開会式への出席、国民体育大会・植樹祭・オリンピック・全国背没者追悼式など各種大会への出席、園遊会の開催、正月の一般参賀、地方巡幸、拜謁・内奏などがその例であり、これらには公費たる宮廷費が支出され、公務員が随行している」。
- (8) 朝日新聞2005年10月28日付朝刊記事「三者三論 女性天皇どう考える」、参照。現在の皇位継承問題を中心とする皇室制度の今後のあり方について、3名の論客による記事が朝日新聞に掲載された。その1人である長根英樹氏「現制度の方が皇室安定」より、興味深い指摘がなされている。
- (9) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (10) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (11) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (12) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事、参照。論客の1人である加納実紀代氏が「天皇制そのもの議論を」という題で興味深い指摘をしている。加納氏は、現行の皇位継承制度には疑問を感じ、例え「女性天皇」を容認しても、「『階級』『民族』『ジェンダー（性）』の3つの視点から」、「天皇制」には問題があるとの見解を示している。
- (13) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事、参照。加納氏は、「天皇制」という階級は、「人間平等の理念に反」し、「これらは女性天皇が可能になっても変わらない」と指摘している。
- (14) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (15) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (16) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (17) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (18) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。
- (19) 朝日新聞、前掲、10月28日付朝刊記事。

- (20) 猪瀬直樹（他）「おきざりにされた皇室典範改正問題 皇位継承 愛子さまか悠仁さまか」、『週刊現代』2008年6月14日号、26頁、参照。各界より十数名の論客が皇位継承問題について自身の見解を述べている。
- (21) 猪瀬（他）、前掲、26頁。作家の猪瀬直樹氏は、「天皇家そのものの実体は、いまでも昔もさほど大きなものではなく、『開かれた皇室』論議が盛んで」あるが、「本当に開いたら、天皇制は玉手箱のように白い煙となって雲散霧消する」と指摘している。
- (22) 猪瀬（他）、前掲、28頁、参照。鈴木邦男氏は、「我々こそが天皇制によって守られている」と指摘し、「天皇をはじめ、皇室の方々は、そこに存在してくれているだけでありがたく、皇統の伝統維持や「女性天皇」の容認問題等、「外野が騒ぐこと自体、失礼な話」との見解を示している。
- (23) 猪瀬（他）、前掲、28頁。
- (24) 猪瀬（他）、前掲、28頁。
- (25) 猪瀬（他）、前掲、28頁。
- (26) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。皇學館大学の新田純氏は、現行の皇統制度の維持は、なかなか実現には困難を伴うが、これ克服して維持するからこそ尊いとの見解を示している。新田氏は「もし男子誕生がなかった場合、皇室や宮家に旧皇族の男子を養子として迎える」案を採用してでも、現行制度の維持をと主張している。
- (27) 猪瀬（他）、前掲、147頁。
- (28) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。新田氏は、喩えとして、「京都や奈良に残る、歴史的建造物に価値があるようなもの」と指摘し、「木造で保存が難しいにもかかわらず、技術が発達し社会が変わっても、そうしたものが残っているのは、大変貴重なこと」との見解を示している。
- (29) 猪瀬（他）、前掲、147頁、参照。新田氏は、「女性天皇」の例を指摘し、女性の皇位継承には必ずしも反対ではないとの認識を示した上で、悠仁親王の誕生を踏まえ、現行の皇統制度を改変する必要はなく、現行の皇統を「これからも維持するために、どうすべきか考えるのが『順当』」であるとの見解を示している。
- (30) 渋谷秀樹「日本国憲法と天皇」、『世界』2009年6月、152頁、参照。「特集 岐路に立つ象徴天皇制」の中で、渋谷氏が、憲法解釈論の視点から、先の大日本帝国憲法を踏まえ、現在の日本国憲法の天皇の位置付けについて大変興味深い分析を行っている。
- (31) 渋谷、前掲、152～153頁。
- (32) 渋谷、前掲、153頁。
- (33) 渋谷、前掲、153頁。
- (34) 渋谷、前掲、153頁。

- (35) 渋谷、前掲、153頁。
- (36) 渋谷、線形、153頁。
- (37) 渋谷、前掲、153頁。
- (38) 渋谷、前掲、153頁。
- (39) 渋谷、前掲、153頁。
- (40) 渋谷、前掲、153頁。
- (41) 渋谷、前掲、153頁。
- (42) 渋谷、前掲、153頁、参照。

むすびにかえて

現在の日本を取り巻く状況は、長年政権の中心を担ってきた自由民主党が先の衆議院選挙で歴史的な大敗を喫し、野党に転落し、新たに民主党中心の連立政権の政治運営となった。

現行憲法問題に関しては、2007年（平成19年）の安倍晋三政権の折、国民投票法が成立し、2010年（平成22年）5月にはその施行が開始される運びとなった。

現在の国内の深刻な政治経済状況を背景に、国民の日常生活の安定がしっかりと確保されていない中、今後の憲法問題は、その議論を含め暗礁に乗り上げているのが実情である。

しかし、元来改正手続きが難しい憲法を国民投票法の成立及び施行という動きが進行する中で、今後の憲法問題はその改憲論議を含め、今後議論が本格化する運びとなって行くであろう。

今後の憲法問題の議論が予定される中、象徴天皇制の問題は憲法第9条の問題と共に、重要な論点の1つとなる問題である。

2009年（平成21年）は、今上天皇即位20年の節目の年である。今上天皇は美智子皇后と共に、即位20年にあたり、11月に記者会見を行っている。

天皇は、記者会見の席で、「日本国憲法では、『天皇は、日本国の象徴であり

日本国民統合の象徴』と規定されています。私はこの20年、長い天皇の歴史に思いを致し、国民の上を思い、象徴として望ましい天皇の在り方を求めつつ、今日まで過ごしてきました」と述べ、現在の象徴天皇制のあり方を模索しながら皇后と共に歩んで来た心情を吐露している¹¹⁾。

会見の席上、天皇・皇后は、記者側から、「皇室についてはこの先、皇族方の数が非常に少なくなり、皇位の安定的継承が難しくなる可能性があります。両陛下は皇室の現状、将来をどうお考えですか」との質問を受けた¹²⁾。

この問いに対し、天皇は、皇位継承問題について、皇室の現状に関し、記者の指摘通りであることを率直に認めた上で、「皇位継承の制度にかかわることは国会の論議に委ねるべきであると思いますが、将来の皇室の在り方については、皇太子と、それを支える秋篠宮の考えが尊重されることが重要」との見解を示した¹³⁾。天皇は、皇太子（東宮）と秋篠宮の両宮が長年自身と共に過ごし支えてくれたことを踏まえた上で、「天皇の在り方についても十分考えを深めてきていることと期待してい」る旨を述べた¹⁴⁾。

更に美智子皇后は、両宮が「お互いを尊重しつつ補い合って道を歩み、家族も心を合わせてそれを支えていってくれることを信じ、皇室の将来を、これからの世代の人々の手に委ねたいと」の意向を示した¹⁵⁾。

又会見の席上、天皇は、記者より日本の将来についての質問を受けたが、それに対し、「次第に過去の歴史が忘れられていく」恐れがあるとの懸念を指摘し¹⁶⁾、昭和時代の経験は多くの教訓を与えたとの認識を示した上で、「過去の歴史的事実を十分に知って、未来に備えることが」重要であるとの見解を示した¹⁷⁾。

更に美智子皇后は、同様の質問に対し、「陛下とともにこの国の人々の資質を信じ、これからも人々とともに歩いていきたいと」の見解を示した¹⁸⁾。

こうした点から、天皇・皇后は、即位20年にあたる今日、あらためて象徴天皇制の意義や皇室の在り方等を考えながら、国民と共に歩んでいく決意を表明している姿勢が窺われる。

これに対し後日、秋篠宮が、自身の誕生日を迎えるにあたって、それに先立ち紀子妃と共に記者会見を行った。

会見の席上、皇位継承の問題について、現行「皇室典範」の第1条の規定では、皇族の減少と皇位の安定的な継承が困難になる事について、質問が出された。

この問いに対し、秋篠宮は、「皇位継承の制度自体に関しては、陛下も述べられたように、国会の議論に委ねるべき」との見解を示し⁹¹、天皇の意見に賛同する姿勢を示した。

更に、皇室の将来のあり方に関する質問では、「議論の過程では、周りから意見を求められることがあるのではないか」との認識を示し⁹²、皇太子と「今後話し合う機会を作っていく必要がある」との考えを示した⁹³。

現行憲法上、天皇は『国民統合の象徴』と規定されている。この規定を踏まえ、皇室はその基本的な役割として、「国の秩序の形を体現するとともに、人々の国に対する意識や国民の一体感を醸成すること」が重要であると考えられる⁹⁴。皇室は、「国の機関的な面」・「文化に関する面」・「精神的な支えとしての面」としての役割を果たす機能を持つと考えられる⁹⁵。

皇室の「一体性」とは、すなわち、『皇室は我々国民とともにある存在である』という国民の皇室に対する意識を形作る側面が重要なものと考えられる⁹⁶。

しかし、その一方で「一体性」のみによる、国民との全くの同化・同質では、天皇や皇室とは一体何であるのかという疑念が生じる恐れがある。

それ故、「一体性」の一方で、『皇室は我々国民とは懸け離れた存在である』という国民の皇室に対する意識を形作る側面⁹⁷、すなわち「超越性」を持つことも重要なものと考えられる。

皇室は、この「一体性」と「超越性」の両面により、国民に対し、統合機能としての役割を果たしてきたものと考えられる。皇室と国民との関係において、「一般国民とは別格の存在が置かれ、それとの距離感と一体感により秩序形成と統合が行われてきたものと考えられる⁹⁸。皇室の統合機能は、この「一体性」及び「超越性」により維持されるものと考えられる。

今後の象徴天皇制に関し、「超越性・一体性を体現する存在として国の秩

序・国民の憧れの中心にある皇室」を維持し¹⁷⁾、「皇室が、将来も国や国民のために長く豊かに繁栄」する為にも¹⁸⁾、国民一人一人が真摯に天皇制について議論を深めて行かなければならない。

更に国民的議論の中で、皇位継承の安定性に関し、「皇室に重い負担をかけない方向、国民のためになる方向に制度が向かうよう冷静に議論が進むこと」が重要である¹⁹⁾。

現在の象徴天皇制は、現行憲法第1条の規定に見られる「『国民の総意』による皇位継承と親和性が高く²⁰⁾、「一番重要なのは、分かりやす」いことが重要な要素との指摘がある²¹⁾。国民の多くは、「寛仁(ともひと)親王家や高円宮(たかまどのみや)家について豊富な情報をもっている」ものと考えられ²²⁾、国民の多くにとって、「旧皇族のどの家よりも寛仁親王家や高円宮家の女王の方が一般国民の間ではるかに著名」なものと考えられる²³⁾。現在、「戦後生まれの国民が多数を占めている」現状においては²⁴⁾、こうした状況は自然なものと考えられる。こうした点を踏まえ、「女性天皇」問題を議論するのも一考である。

2009年(平成21年)は成婚50年・即位20年という節目の年であり、国民の間で現在の象徴天皇制や皇室制度のあり方をあらためて再認識する良い機会である。

このような機会を契機として、国民一人一人が、今後の象徴天皇制や皇室制度のあり方について強く関心を持ち続け、国民の間で議論を重ねて行くことが重要な点となるであろう。こうした点を踏まえ、「女性天皇」問題を含めた皇位継承議論を活発化させて行くことが重要になるものと考えられる。

更に、2010年(平成22年)5月には先に成立した国民投票法が施行される事となる。国民投票法の施行に伴い、あらためて憲法の改正論議等が再燃化するものと思われる。

現行憲法の改正論議については、憲法の規定の内、とりわけ第9条の平和主義(「戦争放棄」)の規定に注目が集まるものと思われる。

現行憲法の成立過程を鑑みた場合、現行憲法第9条の規定を考えれば、必然的に第1条の規定との関連性を考えなければならない²⁵⁾。

平和主義の観点から言えば、天皇は、「日本文化の象徴的存在」であるとの立場が重要となり⁹⁹、その位置づけにより、平和主義に立脚した国家としての特徴を国内外に印象づけることが重要なものと考えられる。

現行憲法並びに現行「皇室典範」の規定の解釈議論等が何であれ、象徴天皇制及び皇室制度を維持して行くかどうかを決定する最終権限を有するのは、日本国民に他ならないのである。今上天皇の即位20年や近づく国民投票法の施行を考えながら、国民による真剣且つ本格的な論議が今後俟たれる所である。

注

- (1) 朝日新聞2009年11月12日付朝刊記事、「即位20年 両陛下会見要旨」、参照。2009年（平成21年）は、今上天皇・皇后の成婚50年及び即位20年という節目の年にあたる。即位20年にあたり、それを祝う行事等が行われた。その中で、11月6日、天皇・皇后は皇居で記者会見を行った。
- (2) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事、参照。記者会見の席上、記者側から、皇室の現状・将来に関し、皇位継承問題を含め、質問を受けている。
- (3) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事。
- (4) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事。
- (5) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事。
- (6) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事、参照。天皇は、「昭和の六十有余年は、私どもに様々な教訓を与えてくれ」と述べている。
- (7) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事。
- (8) 朝日新聞、前掲、11月12日付朝刊記事。
- (9) 朝日新聞2009年11月30日付朝刊記事、「皇室のあり方 皇太子様と話したい」、参照。秋篠宮は、11月30日に44歳の誕生日を迎え、それに先立ち、記者会見を行い、記者から皇位継承制度等の問題に関する種々の質問を受けた。
- (10) 朝日新聞、前掲、11月30日付朝刊記事、参照。秋篠宮は、皇室のあり方に関し、皇太子や秋篠宮自身の意見を参考にする過程もあり得るとの見解を示した。
- (11) 朝日新聞、前掲、11月30日付朝刊記事、参照。更に、秋篠宮は、記者から「皇族の減少により皇室の活動や役割が先細りするとの懸念の声がある」との質問を受けた。この問いに対し、秋篠宮は、「皇族の役割などについての規定自体があいまい」との認識を示しながら、皇族の減少自体に関しては、「国費負担という点からみれば

- ば、決して悪いことではない」との見解を示した。これは、今後の皇位継承問題に関し、大変興味深い意見を述べているものと考えられる。
- (12) 園部逸夫「皇室制度－その意義とこれから」、『論座』2008年3月、35頁、参照。園部氏は、「皇室制度は皇室の方々のための制度であり、また国民のためにある制度であるということである。このことから皇室制度は、皇室と国民のそれぞれの在り方、また皇室と国民との関係の在り方により、その姿が変わり得る制度である」と指摘している。園部氏は、皇室制度の基盤が「歴史」「皇室」「国民」にあり、制度を動かす力との見解を示している。
- (13) 園部氏、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、36頁、参照。園部氏は、皇室の役割りは、日本国憲法上並びに事実上、3つの側面を通して果たされていると指摘している。「国の機関的な面」としての役割とは、「憲法は天皇の国事行為として、国の三権に関わる行為、対外的に我が国を代表する行為、荣誉・恩恵に係る行為、国の儀礼等を定めており、皇室を国の秩序・価値の中心と位置づけてその役割を期待」するものとの見解を示している。次に、「文化に関する面」としての役割とは、「文化は学問、芸術、教育、スポーツ、生活様式等々幅が広いが、皇室はこうした文化の意義を自らの活動として示し、また継承するとともに、国民の文化活動を奨励し意義づける役割を果たしている」との見解を示している。第三の「精神的な支えとしての面」としての役割とは、「これは社会的に弱い立場にある人々への励ましといった具体的な行為の場合や、人々の憧れや理想の体現者といった解釈の幅が広い内容の場合もあり、「悠久の歴史を持つ皇室に、生の連続性を見いだし心の拠り所とする人も」おり、「宮中祭祀も大切な意義を持つ」との見解を示している。
- (14) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (15) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (16) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (17) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、41頁。
- (18) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、41頁。
- (19) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、41頁、参照。園部氏は、「専門家の議論、幅広い国民の声、皇室のお立場や状況等を深く考え、また重く受け止め、制度の意義に思いを致」すことが重要であるとの見解を示している。
- (20) 笠原英彦「このままでは皇室がなくなる」、『中央公論』2009年6月、83頁、参照。2009年4月10日で、天皇・皇后が成婚50年を迎えた。皇室の存続を前提に、笠原氏は現行皇室典範の改正に向けた本格的な議論を再開すべきとの重要性を指摘している。笠原氏は、歴史に学ぶことの重要性を指摘し、5年以内に典範改正を行うべきとの大変興味深い意見を述べている。
- (21) 笠原、前掲、83頁。

- ②② 笠原、前掲、83頁。
- ②③ 笠原、前掲、83頁。
- ②④ 笠原、前掲、83頁。
- ②⑤ 愛敬浩二『改憲問題』、2006年、ちくま新書、43頁、参照。愛敬氏は著書を通して、現代の国内及び国際政治における日本国憲法第9条の効用を明確にする事を踏まえ、護憲こそが現実的であるという大変興味深い提言を行っている。日本国憲法第1条と第9条の関係について、「憲法研究者にとっては周知のことだが、象徴天皇制を定める憲法一条と非武装平和主義を定める憲法九条は『抱き合わせ販売』のような関係にあ」り、「外国軍による『直接統治』を」回避して、マッカーサー等のGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による、「天皇政府を介した『間接統治』を行うためには、昭和天皇の戦争責任を免除し、平和的で民主的な新憲法にさっさと昭和天皇を組み込んでしまうのが便宜」と指摘している。
- ②⑥ 柳田邦男『『あいまいな』文化の象徴として』、『諸君！』2004年7月、141頁。